

市税のご案内

◆市民税課 ☎042-460-9827・9828

市民税・都民税(住民税)の納税通知書を送付します

平成25年度市民税・都民税が課税となり、納付方法が普通徴収(納付書または口座振替による個人での納付)の方と、公的年金等からの特別徴収(引き落とし)の方を対象に、納税通知書を送付します。

通知書には、平成24年中の所得および各種控除の内容や、それを基に計算した市民税・都民税の金額が記載されています。また、銀行などの窓口で納めていただく方には納付書が同封されています。納付書は1枚ずつ分かれていきますので、納期(期別)をよく確認して納付してください。詳しくは、納税通知書裏面の説明や同封されているお知らせをご覧ください。

※非課税の方への送付はありません。
※徴収方法が給与からの特別徴収となっている方には、特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)を勤務先へ送付しています。

◆納税通知書の発送日

◎65歳未満の方…6月4日(火)

◎65歳以上の方…6月12日(水)

※公的年金等からの特別徴収が開始されたことに伴い、4月1日現在65歳未満の方と65歳以上の方への納税通知書の発送日が異なりますのでご注意ください。

◆市民税・都民税が給与からの特別徴収(引き落とし)となっても納税通知書が届く方

勤務先へ送付した特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)は、給与からの特別徴収分の税額の内容を記載しているものです。給与からの特別徴収をしている会社以外からの収入(公的年金等の雑所得、事業所得、特別徴収をしている会社以外からの給与収入^{※2})があった方は、徴収方法が特別徴収と普通徴収との両方になる場合があります。この場合には、給与か

らの特別徴収となっている方でも、ご自宅に納税通知書が届きますので、内容をご確認ください。

◆コンビニエンスストアなどで納付ができます

今回送付する納税通知書(口座振替の方を除く)に同封する納付書は、コンビニエンスストアなどでもご利用できます。詳しい納付場所やそのほかの支払い方法については、納税通知書の6ページをご覧ください。

※コンビニエンスストアで納付が可能なのは、納付書1枚当たりの税額が30万円以下のものです。

◆市民税・都民税の課税・非課税証明書の発行

平成25年度の証明書の発行は、6月4日(火)からです。

※市民税・都民税の納付方法がすべて給与からの特別徴収(引き落とし)の方は、5月15日(火)から発行しています。

□**交付窓口** 市民税課(田無庁舎4階)、市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)、ひばりヶ丘駅前出張所、柳橋出張所

証明書を発行できる方は、①市民税・都民税申告書または確定申告書を提出した方 ②給与や公的年金等の支払い先から支払報告書などの提出があった方 ③上記①と②に該当する方の扶養親族として申告書などに氏名の記載のある市内在住の方です。

①～③に該当しない方は、申告を受け付けてから証明書の発行までに、1カ月ほどの期間がかかる場合がありますので、お早めに申告してください。市民税・都民税の申告は、市民税課(田無庁舎4階)で受け付けています(郵送も可)。

◆平成25年度に非課税となる方

①平成25年1月1日現在、生活保護法による生活扶

助を受けている方

②平成24年分の合計所得金額が125万円以下の障害者・寡婦・寡夫・未成年者(平成5年1月3日以降生まれ)の方

③平成24年分の合計所得金額が右表以下の方

市民税・都民税非課税限度額

扶養人数※	合計所得金額
0人(本人のみ)	35万円
1人	91万円
2人	126万円
3人	161万円
4人	196万円
5人以上	1人増すごとに35万円加算

※扶養人数とは、控除対象配偶者と扶養親族(年少扶養親族を含む)を合計した人数です。

◆公的年金等の収入が400万円以下で確定申告不要の方も市民税・都民税は申告を

平成23年分の所得税の確定申告から、1年間(1月1日～12月31日)の公的年金等の収入金額が400万円以下で、そのほかの所得金額が20万円以下の方は、確定申告をする必要がなくなりました。このことにより確定申告が不要となった方でも、市民税・都民税の算定に当たり、生命保険料控除や医療費控除など公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除を追加することにより、市民税・都民税が減額になる場合があります。この場合は、市へ市民税・都民税の申告書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

※確定申告をした方は、市民税・都民税の申告は不要です。

□申告窓口・必要書類

場 市民税課(田無庁舎4階)

持 公的年金等の源泉徴収票、各種控除に必要な証明書・領収書^{※2}

平成25年度 市民税・都民税の公的年金等からの特別徴収(引き落とし)について

～公的年金受給者で、市民税・都民税が課税となる方へ～

平成21年度から、65歳以上(4月1日現在)の方を対象に、公的年金等から市民税・都民税の特別徴収(引き落とし)が開始されています(以下「年金特徴」と略します)。

この年金特徴の対象となる税額は、公的年金等に係る所得から算出される分の税額に限られます。その他の所得(給与・事業・不動産^{※2})から算出される分の税額の納付については、給与からの特別徴収または納税者本人による普通徴収の方法によることとなります。

年金特徴の対象となる方には、6月12日(水)に納税通知書を送付しますので、内容をご確認ください。

◆前年度から引き続き年金特徴になる方(図1参照)

年金特徴が継続する方は、平成25年4月・6月・8月の支給時には、平成25年2月の年金特徴と同額が仮特別徴収として引き落とされます。平成25年10月の支給時から、平成25年度市民税・都民税の年税額から仮特別徴収分を差し引いた残額が引き落とされます。

◆平成25年度から年金特徴が開始される方(図2参照)

次の①または②に該当し、年金特徴の対象となる方は、ご自身で納付する分(普通徴収)と、各年金の支給時に年金特徴となる分とがあります。

①昭和22年4月3日～昭和23年4月2日生まれで、年金特徴の対象となる方

②昭和22年4月2日以前の生まれで、平成24年度の途中で年金特徴が中止になった方

年金特徴の対象となる(公的年金等に係る所得から算出される分の)年税額のうち、2分の1相当額を普通徴収(第1期・第2期の2回)で納付していただき、残額を平成25年10月・12月・平成26年2月の支給時に年金特徴により納付していただきます。

◆65歳未満で給与と所得がある方は給与からの引き落としに切り替えられます

平成22年度税制改正により、公的年金等と給与からそれぞれ算出される市民税・都民税を合算して、給与から特別徴収ができるようになっています。65歳未満で給与と特徴をしていて、公的年金等から算出される分の税額の納付方法が普通徴収になっている方は、勤務先を通して申請することにより、年税額の全てが給与特徴になるよう切り替えることができます。

図1 前年度から年金特徴が継続になる方
(例)平成24年度が年金特徴で、平成25年度市民税・都民税の年税額が22,000円(収入は公的年金収入のみとする)の場合

徴収月	平成24年度			平成25年度		
	平成24年10月	平成24年12月	平成25年2月	平成25年4月	平成25年6月	平成25年8月
徴収額	3,400	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300

平成25年度 年税額22,000円		市民税・都民税 課税明細書(1)				
(単位:円)		(単位:円)				
合計年税額及び徴収方法	合計年税額	給与特別徴収税額	普通徴収税額			
前回通知	22,000	22,000				
今回通知	22,000					
◎普通徴収の方法により徴収する各納期の税額及び納期限						
期別	納期限	期別税額(A)	充当額(B)			
第1期	平成25年7月1日	6,000	6,000			
第2期	平成25年9月2日	5,000	5,000			
第3期	平成25年10月31日	3,800	3,800			
第4期	平成26年1月31日	3,600	3,600			
納付済税額(C)						
納めて頂く税額(A)-(B)-(C)		6,000	5,000			
◎公的年金から特別徴収の方法により徴収する税額及び徴収月						
徴収月	平成25年4月	平成25年6月	平成25年8月	平成25年10月	平成25年12月	平成26年2月
前回通知				3,300	3,300	3,300
今回通知(D)	3,300	3,300	3,300	4,100	4,000	4,000
徴収済税額(E)						
差引徴収税額(D)-(E)	3,300	3,300	3,300	4,100	4,000	4,000
◎次年度引き続き公的年金を受給する場合(仮特別徴収)				◎特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称		
徴収月	平成26年4月	平成26年6月	平成26年8月	種類	老齢基礎年金	支払者の名称
徴収税額	4,000	4,000	4,000			厚生労働大臣

図2 平成25年10月から年金特徴が開始される方
(例)収入が公的年金等のみで、平成25年度市民税・都民税の年税額が22,000円の場合

平成25年度 年税額22,000円		市民税・都民税 課税明細書(1)				
(単位:円)		(単位:円)				
合計年税額及び徴収方法	合計年税額	給与特別徴収税額	普通徴収税額			
前回通知	22,000	11,000	11,000			
今回通知	22,000					
◎普通徴収の方法により徴収する各納期の税額及び納期限						
期別	納期限	期別税額(A)	充当額(B)			
第1期	平成25年7月1日	6,000	6,000			
第2期	平成25年9月2日	5,000	5,000			
第3期	平成25年10月31日	3,800	3,800			
第4期	平成26年1月31日	3,600	3,600			
納付済税額(C)						
納めて頂く税額(A)-(B)-(C)		6,000	5,000			
◎公的年金から特別徴収の方法により徴収する税額及び徴収月						
徴収月	平成25年4月	平成25年6月	平成25年8月	平成25年10月	平成25年12月	平成26年2月
前回通知				3,800	3,600	3,600
今回通知(D)						
徴収済税額(E)						
差引徴収税額(D)-(E)						
◎次年度引き続き公的年金を受給する場合(仮特別徴収)				◎特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称		
徴収月	平成26年4月	平成26年6月	平成26年8月	種類	老齢基礎年金	支払者の名称
徴収税額	3,600	3,600	3,600			厚生労働大臣